

特別企画

国連の持続可能な開発目標（SDGs）に関する 国際家政学会（IFHE）の意見表明書草案【その3】 目標5と目標6に関する草案の概要

日本家政学会国際交流委員
片田江 綾子（文部科学省）

1. はじめに

この特別企画は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に関する国際家政学会（IFHE）の意見表明書草案を3回にわたり紹介するものである。最終回となる今回は、目標5と目標6の和訳の一部を報告する。

2. 目標5とターゲット

国連のSDGs目標5とそのターゲットは以下の通りである。

目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空间におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

出典：国際連合広報センターホームページ
外務省ホームページ

3. IFHE 意見表明書草案【目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う】の一部和訳

家政学、及び家政学と目標5の関連（33ページ18行目～34ページ27行目）

目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」に含まれるすべてのターゲットが重要であることは、ホームエコノミストが強く主張するところである。家政学という学問の背景をみれば、我々が女性の能力強化や男女の平等について力の限りを尽くしてきたことは明らかであろう。

世帯とはニーズを満たす必要のある人々の集まりである。世帯というひとつの集団において、その構成員である世帯員は互いに社会的な関係を築き、自らの目標や世帯全体の目標を達成すべく関わり合っている。世帯員は、世帯の内と外の課題を共有しているといえる。

世帯では資源が平等に配分されるべきである。しかし、現実は必ずしもそうではない。世帯内の意思決定、資源の配分、仕事の分担などは、世帯内の力関係によって決まる。世帯主が男性であることや、世帯員の考え方や態度といった社会的文化的要因によって決定づけられるのである。

家事や家庭の責任を平等に分担している夫婦の下には、対等な意思決定や子の社会化をサポートするような環境がうまれる。その一方で、女性を主婦や母親の役割のみに限るような社会規範の下では、女性の権利が制限され

たり、その潜在的な能力が抑制されたりする。

ホームエコノミストはジェンダーに関する従来の規範や認識を改革すべく声をあげてきた。それには家庭内のものから、政策立案レベルのものまである。ジェンダー問題の見直しがなされたり、女性を巻き込んだ運動が高まったりしているが、そのために必要なのは、系統だったアプローチや社会全体の変革である。既存の経済主導の枠組においては、女性は単に道具となり、疲弊してしまうだけである (Lemke and Bellows, 2016)。(略: 34 ページ 7 行目～27 行目)

ジェンダー教育を推進する家政（家庭科）教育（36ページ30行目～37ページ6行目）

家庭という観点や所得の創出という観点から女性の多角的な役割について述べたところだが、ここでは次のことをはっきりとさせておきたい。それは、女性には家庭で使われる技術や家政学の知識やスキルだけでなく、質の高い教育へのアクセスが必要であるということである。加えて、女性は ICT 教育を受ける必要もある。こういった教育を受けた女性が情報やイノベーションにアクセスし、地域や国家ひいては世界規模の開発に十分な貢献をし、情報化の時代に参加できるようになる。女性には、雇われるための教育やビジネスのための教育だけではなく、初等中等教育や高等教育へのアクセスが必要である。

スキルを習得し、均等な機会が与えられれば、女性の家庭生活は向上する。生活を営むこと、資源を管理すること、経済に関することについて総合的な教育を受け、自らの法的権利に気付くことができた女性は、持続可能な未来に向けて自らの能力をいかんなく發揮するだろう。このことは、女性の家族はもとより女性自身の成長にもつながるのである。

IFHE, IFHE 会員、家政学がもたらした具体的な成果（37ページ7行目～38ページ13行目）

女性の能力向上をめざした家政（家庭科）教育の特徴

2008年に IFHE 意見表明書が出されてから、家政学が重視してきたこと—それは、人々の日常生活のこと、人々がどのようにして基本的ニーズを満たすかということ、人々がどのようにして自らの成長や潜在的な能力を向上させるかということである。世界各国のホームエコノミストたちは、女性や女児の生活の質を改善するためのプロジェクトの指揮をとっている。例えば、IFHE による「IFHE Survey 2012」のウェブサイトでは、取り組まれている領域とプロジェクトの成果を閲覧できる (IFHE, 2012)。ACWW (Associated Country Women of the World) の「女性から女性へ (Women-to-Women)」プロジェクトもウェブサイトで閲覧することができる

(ACWW, 2016)。

これらをみると、家政学についての教育や訓練が、家族とりわけ女性や子供にとっての持続可能な開発と生活の改善に重要な意味をもつていていることがわかる。家政学の公開講座にあるように、家政学では土地や水資源などを管理して、食や栄養の安全と私たちの暮らしを守る方法を学ぶことができる。衛生や調理のためのクリーンエネルギーの使用、天然資源の活用、園芸や家族農場の経営、食品加工や栄養学といった分野についてのスキルを女性が着実に身につけることができれば、家庭の食の安全を向上させたり家族の健康状態を改善したりすることができるのである。

加えて、家計管理や持続可能な商品・サービスの購入についてのスキルがあれば、家計の収支を見直し、改善することができる。家政学関連団体の中には、女性の生活協同組合や単身女性向けに小口融資という形で支援しているものがある。

家族のような集団だけではなく、男性も女性もこういったプロジェクトなどから恩恵を受けている。

女性の能力強化を提唱する IFHE と WCWW

国連国際非政府組織として長年活動してきた IFHE は、家政学を専門とする人々の国際的なネットワークである。IFHE は国連 (ECOSOC, FAO, UNESCO, UNICEF) や欧洲評議会への助言も行っている。IFHE の立場は、個人と家族と地域が必要なスキルを身につけて SDGs に貢献することが公正な社会をつくるというものである。

IFHE のアジェンダをみれば、IFHE がこれまで女性と女児、ジェンダー平等、女性の能力強化というテーマに取り組んできたことがわかる。IFHE は、女性と女児に対する教育こそが持続可能な開発につながると主張している。この主張とともに、国連やそのステークホルダー、NGO 団体や組織などを動かそうとしている。(略: 38 ページ 6 行目～13 行目)

今後に向けて：IFHE から政策立案者へ、期待することと具体的な提案（38ページ14行目～最終行）

北京行動綱領、開発アジェンダと SDGs の目標を踏まえ、IFHE は次のようなことを提案したい。

- ・持続可能な開発目標を達成するために中心的な役割を果たす者として、女性の役割に対する理解を深めて支援する。また、活用されていない女性の潜在的な能力があれば、それを発掘して支援する。
- ・世界のすべての女児と女性が教育を受け、世帯や地域の日々の暮らしを適正に管理できるようにする。
- ・地域全体のための開発目標を達成するために、男女のパートナーシップを強化する。

- ・ジェンダー平等を最優先課題として掲げ、資本、資源、信用取引、土地、テクノロジー、情報、技術支援や訓練といったことに女性がアクセスできるようにする。
- ・カカオ、コーヒー、綿といった農作物の生産に必要な訓練を受けた女性農業従事者が、国際市場で利益を得られるようにする。
- ・女性が社会経済的な開発や持続可能な開発において中心的な役割を果たせるよう、その地位向上に一層努める。
- ・食の安全、貧困の撲滅、生活の質の向上のために、家政（家庭科）教育の必要性を周知する。
- ・国連の持続可能な開発目標に対して、地方の女性が取り残されないようにする。ジェンダー平等や女性と女児の能力強化に関するデータが都市部と地方で分断されることのないようにする。

ホームエコノミスト、家政学（家庭科）の教員、家政学関連団体、IFHEへの提案（39ページ1行目～32行目）
(略：39ページ4行目～11行目)

提案

- ・開発関連機関や関係省庁（農業、児童福祉、経済、社会福祉、健康と教育、通信技術、労働と賃金などに関わる省庁）などに働きかけ続ける。
- ・他のNGO団体と協働し、国連による呼びかけの浸透を図る。それによって、女性、子供、家族の将来を着実かつ継続的に向上させる。
- ・ジェンダーに関する研究や出版物を通して、好ましからぬ社会的差別について公にする。
- ・国家、地域、個人レベルの必要に応じて、課題や実践に対する解決方法を目に見える形で考案する。
- ・家庭、地域、社会といった全体的な文脈の中で、ジェンダー平等を推進する。
- ・男女ともに初等教育段階から等しく家政（家庭科）教育にアクセスできるようにする。
- ・職業教育や家政学関連分野の訓練を通して、女性が経済開発の分野で役割を果たせるようにする。

（目標5に関する草案の一部和訳終わり）

4. 目標6とターゲット

国連のSDGs目標6とそのターゲットは以下の通りである。

目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等

な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。

- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

出典：国際連合広報センターホームページ
外務省ホームページ

5. IFHE 意見表明書草案【目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する】の一部和訳

目標6、及び目標6と家政学との関連（44ページ1行目～45ページ11行目）

持続可能な開発計画における水と衛生の問題は、政府やステークホルダーにとって大小さまざま、膨大な量にのぼる。但し、こういった問題に取り組むのは政府やステークホルダーだけではない。家政学やホームエコノミストも、水と衛生に係る問題の解決に貢献することができる。

目標6を達成するためには多角的な視点が必要である。それは、グローバル、リージョン、国家、地方自治体という視点である。グローバルな視点から争点となるような問題をいくつかあげるとすると、バーチャルウォーターと貿易の問題、水資源の乏しい観光地の問題、水に関する災害の管理、世界規模で生じている公衆衛生の脅

威、農業で使用される化学肥料や農薬の問題、湖や海に浮かぶ家庭からのポリ袋、といったところだろうか。

目標6に示された水のグローバル性というものは、地方自治体レベル、国家レベル、リージョンレベル、国家間レベルの水問題を新たな方向へと導くものである。公衆衛生に係る政策を立案したり、衛生意識の向上を図ったりする際に、目標6の水のグローバル性という概念が我々にとって新たな道標となる。

水は消費者によって消費されるものである。その消費単位が個人であれ、家族であれ、地域であれ、水とはその土地の恵みであるし、土地ごとに異なった意味合いをもつ。

こういった水の位置づけは、家政学研究、家政（家庭科）教育、家族サービスや家族支援にみられる原則と共通するところがある。

IFHE創設にあたっての理念は、個人、家族、世帯の日常生活の質を向上させるというものであった。IFHEの意見表明書草案では、家政学は多様な学問分野から構成され、学際的かつ総合的に研究をするとされている。

家政学がもつこの多様性は、持続可能な生活を営むという目標に我々を導くものである。家政学は、地域性とグローバル性の双方に目配りしながら、政治的、社会的、文化的、生態学的、経済的、技術的な制度に積極的に関わったり変革したりして、社会のすべてのセクターに影響する。それによって持続可能な生活がもたらされるのである。この影響力は、家政学の潜在的な力もしくは将来性といえよう。

家政学のもつ力は、ホームエコノミストのもつ倫理によって動かされるものである。倫理とは、思いやりや分かち合い、公正さや責任感、意思疎通や内省、将来への見通しなどについて、何を大切にするかということである。家政学には倫理に関して4つの側面がある。

- ・「学問分野」としての側面：若手研究者を育成すること、研究を遂行すること、専門家や社会に向けて新しい知識や考え方を創造すること。
- ・「日常生活領域」としての側面：世帯や家族、地域の潜在的な成長を促すこと、人が必要とするものや基本的欲求を満たすこと。
- ・「カリキュラム領域」としての側面：家政学を学んだ者が専門的な知識にもとづく決定や行動をすることによって、生活の営みの中で自らがもつ資源や能力を発見し、それを一層向上させること。
- ・「社会的な領域」としての側面：個人、家族、地域の能力とウェルビーイングを高め、変革を視野に入れて実践し、持続可能な未来を促進すべく、政策決定に影響力をもつこと。

水と衛生について重点的に扱った目標6は、政策立案

者、ステークホルダー、ホームエコノミストにとってその道標となる。目標6は、水と衛生についての実態や今日的な課題を明らかにし、持続可能な目標を達成するために我々が行うべきことを示してくれている。（略：45ページ6行目～11行目）

目標6に係る IFHE の結論と助言（57ページ1行目～58ページ最終行）

IFHE や IFHE を構成する会員、そしてホームエコノミストは、科学者であり、教育者であり、指導者であり、関係省庁や組織などと協働する者である。それぞれが異なる立場から、目標6とターゲットを積極的に支えている。

IFHE やホームエコノミストが提唱するのは、次のようなことである。

- ・世界のすべての家庭において安全な飲料水を確保すること。水の問題が国連機関で中心的に扱われるよう、さらにはこの問題に予算が割り当てられるよう働きかけること。
 - ・適切な下水施設や衛生施設が必要であること。家庭や公共の場において、手を洗う設備や女性や女児のプライバシーが守られるようなトイレが必要であること。
 - ・水の安全性を保つために家庭の衛生状態を向上させるよう教育すること。
 - ・レジ袋を使わない運動を通して、水の汚染問題を軽減させること。
 - ・薬品の扱い方を見直し、家庭や個人の衛生用品に含まれるプラスチック微粒子について知り、そういった商品の使用を減らすこと。
 - ・雨水槽の設置や水の再利用、漏水の修理がもたらす効果について世界中のステークホルダーに知らせること。
 - ・家政（家庭科）教育によって、世界中で次のことができるようになること。
 - ・個人や家族、地域における食品廃棄物や水の無駄遣いの削減
 - ・個人や家族、地域が消費したものについて、ウォーターフットプリントの観点から省察
 - ・旅行者が地元の人々の水を使用することによる影響や観光地における食糧生産について考えること。水資源が乏しい観光地における水の消費のあり方について法制化を求める。
- IFHE は国連 (ECOSOC, FAO, UNESCO, UNICEF) の諮問的地位を有している。この諮問的地位は、次のことを利用できる。
- ・目標6の達成を阻害するものについて取り組むこと。国連とその加盟国に対して水のあり方について本格的な改革を呼びかけること。

- ・安全な飲料水を判断できる指標を用いること、目標6の監視システムに衛生に関する指標を取り込むよう主張すること。
- ・WHO、UNICEF、UN-Habitatに対して、都市部での飲料水や公衆衛生へのアクセスが世界的に悪化していることを報告するよう要請すること。
- ・WHOが水、下水施設や衛生施設を予防医学の一環として支援することで、疾病や栄養失調の悪循環を断つこと。

(目標6に関する草案の一部和訳終わり)

6. おわりに

日本家政学会国際交流委員会によるこの特別企画は、SDGsに関するIFHE意見表明書草案を紹介することにより、会員の皆さんに国連NGOとしてのIFHEの取り組みを理解していただくこと、IFHE会員として積極的に活動する会員が増えることを意図したものである。

改めて、国連の「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」をご覧いただきたい。アジェンダをみれば、世界的に注視されている課題に貢献できる学問のひとつが家政学であることは明白である。アジェンダへの積極的な関与は家政学という学問の重要な使命であるとともに、“チャンス”である。

<参考文献>

Lemke, S.; Bellows, A. C. "Sustainable food systems, gender, and participation: Foregrounding women in the context of the right to adequate food and nutrition." *Gender, Nutrition, and the Human Right to Adequate Food: Toward an Inclusive Framework*. Bellows, A. C.; Valente, F. L. S.; Lemke, S.; Núñez Burbano de Lara, M. D. eds. New York. Routledge, 2016, 254-340

(目標5の参考文献より転載)